

島根県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起実施要領

平成 25 年 4 月 24 日制定
平成 25 年 12 月 4 日最終改正
島根県環境生活部環境政策課

1 目的

この要領は、微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）による県民の健康被害を未然に防止するため、国が示した PM2.5 に係る「注意喚起のための暫定的な指針」（以下「指針」という。）に基づき、PM2.5 に係る注意喚起の実施について必要な事項を定める。

2 注意喚起の実施

（1）注意喚起実施の地域区分

県内を以下の 7 地域に区分し、各地域単位で注意喚起を実施する。

地域区分	市町村
松江地域	松江市、安来市
雲南地域	雲南市、奥出雲町、飯南町
出雲地域	出雲市
県央地域	大田市、川本町、美郷町、邑南町
浜田地域	浜田市、江津市
益田地域	益田市、津和野町、吉賀町
隠岐地域	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

（2）注意喚起実施の判断方法

大気環境測定局における PM2.5 濃度が、次に掲げる場合に、PM2.5 濃度の日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える可能性が高いと判断し、当該測定局がある地域（2（1）の地域）を対象に注意喚起を行う。ただし、広域的な視点から、注意喚起が必要と認められる場合は、隣接地域についても注意喚起を実施する場合がある。

ア 午前 5、6、7 時の 1 時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上となった場合

イ 午前 5 時から 12 時までの 1 時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上となった場合

ウ 上記の他、急激な濃度上昇があり、気象状況等から判断して日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合

（3）注意喚起情報の有効期間

注意喚起情報は、当日の 24 時まで有効とし、解除の通知は行わない。

（4）濃度改善の情報提供

注意喚起実施後、明らかに PM2.5 濃度の改善が認められ、17 時までに日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回ることが明らかであるときは、PM2.5 濃度改善の情報提供を行う。濃度改善

の判断の目安は、17時までに注意喚起を行なった地域内の全ての測定局の1時間値が3時間連続して $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となった場合とする。

3 注意喚起情報等の周知

(1) 県環境政策課からの情報発信

県環境政策課からの注意喚起情報又は濃度の改善情報の発信は、全ての地域を対象に、次の方法で行う。

ア 市町村、県関係課等への情報提供

様式1（注意喚起情報）又は様式2（濃度改善の情報）により、別紙1（平日）又は別紙2（休日）の情報伝達ルートでの情報提供

イ 「しまね防災メール」登録者へのメール配信

ウ 県ホームページへの掲載

エ 報道機関への情報提供

(2) 市町村、県関係機関等による周知

市町村、県関係機関は、別紙1（平日）又は別紙2（休日）のルートに従って注意喚起情報又は濃度の改善情報の周知を行う。

4 見直し

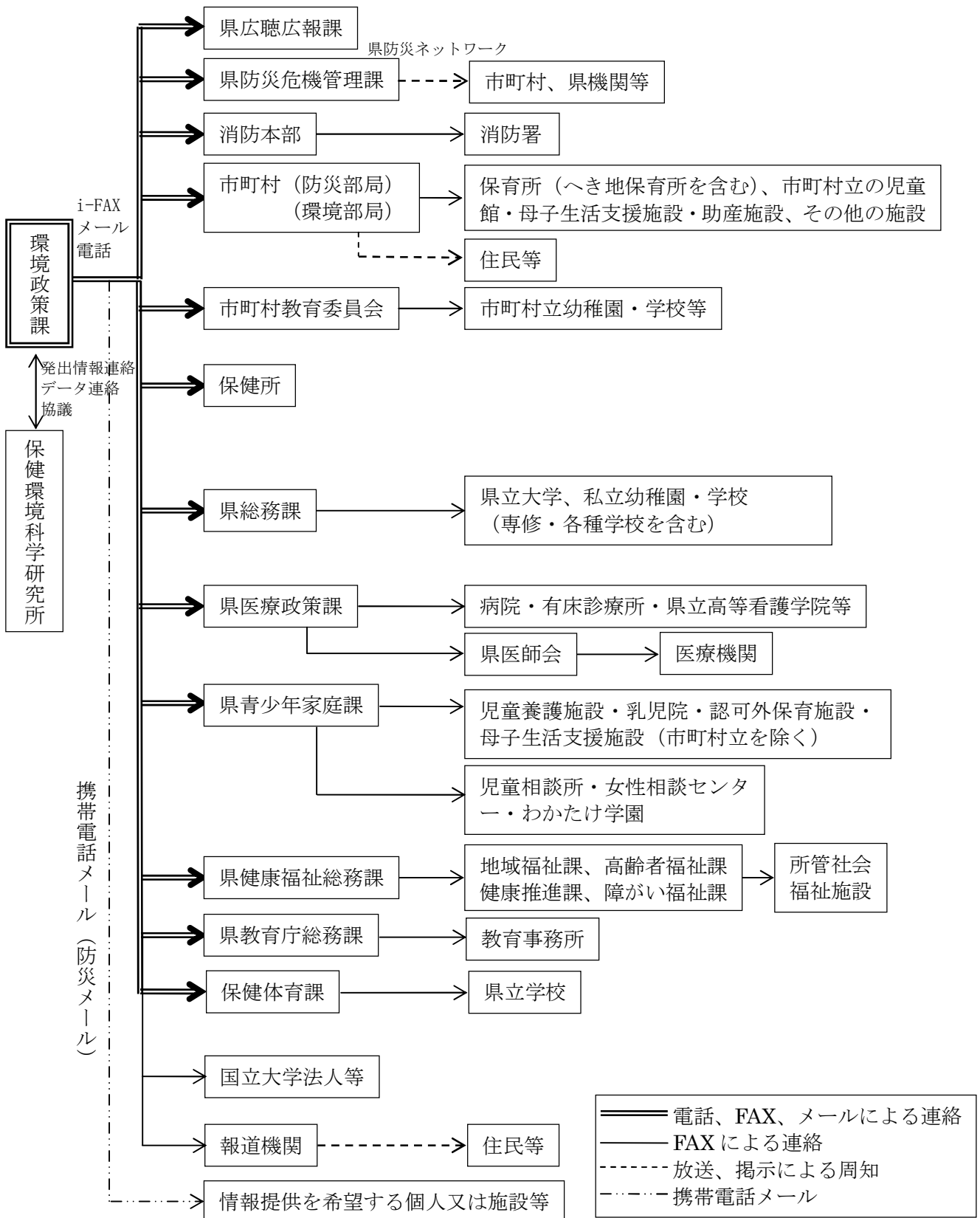
国が定めた「注意喚起のための暫定的な指針」の見直し等があった場合、必要に応じて見直しを行う。

5 施行期日

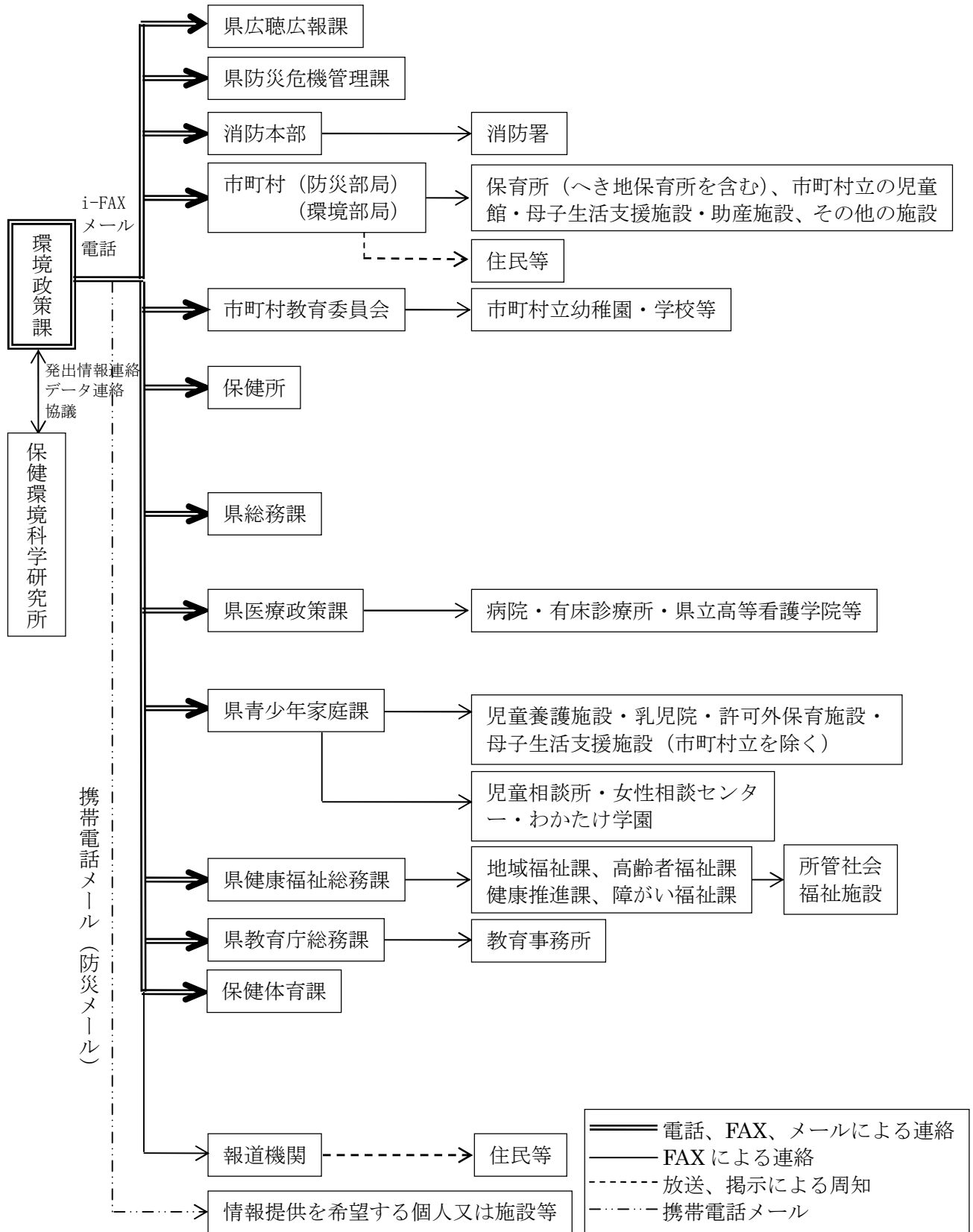
この要領は、平成25年4月24日から施行する。

改正履歴 平成25年12月4日一部改正・施行

PM2.5 注意喚起情報伝達ルート (平日)



PM2.5 注意喚起情報伝達ルート (休日)



PM2.5 (微小粒子状物質) 注意喚起情報

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分発表
島根県環境生活部環境政策課
大気環境グループ (担当: 〇〇〇)
電話番号: 0852-22-5277

本日、〇〇地域、〇〇地域でPM2.5 濃度の日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想されますので、屋外での行動に当たっては、次のことに注意しましょう

- 不要不急の外出はできるだけ減らしましょう。
- 屋外での長時間の激しい運動はできるだけ減らしましょう。
- 呼吸器系疾患や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等の方は、体調に応じて、より慎重に行動しましょう。

【対象市町村】 〇〇地域: 〇〇市、〇〇町

〇〇地域: 〇〇町、〇〇町

【注意喚起情報の有効期間】 本日の24時まで

(参考)

1 PM2.5 濃度の状況 (単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

地域	測定局	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	5~7時 平均値	5~12時 平均値
松江地域	安来										
	松江										
雲南地域	雲南										
出雲地域	出雲										
県央地域	大田										
浜田地域	江津										
	浜田										
益田地域	益田										
隠岐地域	隠岐										
注意喚起実施の基準										85	80

2 その他

- 今後のPM2.5 濃度の状況は、県ホームページでご確認ください。
(<http://www.eco-shimane.jp/>)
- この情報は、本日のPM2.5 濃度に関する注意喚起情報です。明日以降も日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合は、その日に改めて注意喚起を行います。

PM2.5（微小粒子状物質）濃度改善の情報

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分発表
島根県環境生活部環境政策課
大気環境グループ（担当：〇〇〇）
電話番号：0852-22-5277

本日、〇〇地域、〇〇地域にPM2.5の注意喚起を行っていましたが、濃度の改善がみられ、日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれなくなりましたので、お知らせします。

【対象市町村】 〇〇地域：〇〇市、〇〇町
〇〇地域：〇〇町、〇〇町

＜※引き続き注意喚起を行う地域がある場合＞

なお、〇〇地域（〇〇市、〇〇町）については、引き続きPM2.5濃度の日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれがあります

（参考）

1 PM2.5濃度の状況（単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

地域	測定局	〇時	〇時	〇時	濃度改善の 目安
松江地域	安来局				1時間値が3 時間連続して 50未満
	国設松江局				
雲南地域	雲南局				
出雲地域	出雲局				
県央地域	大田局				
浜田地域	江津局				
	浜田局				
益田地域	益田局				
隠岐地域	隠岐酸性雨局				

2 その他

- 今後のPM2.5濃度の状況は、県ホームページでご確認ください。
(<http://www.eco-shimane.jp/>)